

扶桑町議会議案第 37 号

令和 8 年度扶桑町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度扶桑町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の総額内において、その内容を変更する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 24 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,858,046	△5,888	5,852,158
	3 軽自動車税	102,569	△6,988	95,581
	6 旧法による税	0	1,100	1,100
10 地方特例交付金		72,000	5,888	77,888
	1 地方特例交付金	72,000	5,888	77,888
歳入合計		13,268,000	0	13,268,000

令和 8 年度 扶桑町 一般会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	5,858,046	△5,888	5,852,158
10 地方特例交付金	72,000	5,888	77,888
歳入合計	13,268,000	0	13,268,000

2 歳 入

1 款 町税

3 項 軽自動車税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計
1 環境性能割	6,988	△6,988	0
2 種別割	95,581	△95,581	0
3 軽自動車税	0	95,581	95,581
計	102,569	△6,988	95,581

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	△6,988	1 現年課税分 補正後 補正前 0千円 - 6,988千円 = △6,988千円	△6,988
1 現年課税分	△94,645	1 現年課税分 補正後 補正前 0千円 - 94,645千円 = △94,645千円	△94,645
2 滞納繰越分	△936	1 滞納繰越分 補正後 補正前 0千円 - 936千円 = △936千円	△936
1 現年課税分	94,645	1 現年課税分 原動機付自転車 2,113千円 軽自動車 90,041千円 小型特殊自動車 1,057千円 二輪小型自動車 3,366千円 合 計 96,577千円 収入見込額 (収納率 98.0%) 94,645千円 補正後 補正前 94,645千円 - 0千円 = 94,645千円	94,645
2 滞納繰越分	936	1 滞納繰越分 (収納率 24.0%) 補正後 補正前 936千円 - 0千円 = 936千円	936

1 款 町税

6 項 旧法による税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 旧法による軽自動車税環境性能割	0	1,100	1,100
計	0	1,100	1,100

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 旧法による軽自動車税環境性能割	1,100	1 旧法による軽自動車税環境性能割 補正後 1,100千円	補正前 0千円 = 1,100千円

1 0 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

1 地方特例交付金	72,000	5,888	77,888
計	72,000	5,888	77,888

1 地方特例交付金	5,888	1 地方特例交付金 補正後 77,888千円	補正前 72,000千円 = 5,888千円